

2020年7月28日

## ひかりTVクラウドCサービス利用規約改定のお知らせ

このたび、2020年8月24日をもって「[ひかりTVクラウドCサービス利用規約](#)」を以下のとおり改定いたします。

契約者のみなさまには、ご一読のうえ、今後もご利用頂きますようお願い申し上げます。

## 改定する規約と新旧対照表

ひかりTVクラウドCサービス利用規約（2020年8月24日改定版）

対象の条文	内容	
	新	旧
第3条	削除	ビデオ通話：本サービスの一部として提供される機能の1つで、共有グループに属す契約者とスマホアプリ利用者との間で、1対1で映像、音声による通話ができるサービスの名称。
第8条2項 (3号)	削除	契約者とスマホアプリ利用者との間で、ビデオ通話を利用することができます。ビデオ通話を利用するには、別途、ひかりTV対応映像受信機と接続可能な市販のWebカメラが必要となります。Webカメラは契約者自身の費用で準備する必要があります。
第21条14項	削除	ビデオ通話サービスは、当社が定める方式で、契約者のひかりTV対応映像受信機と、登録を許可したスマホアプリ利用者との間でのみ通話ができるものとします。不特定多数の固定電話や携帯電話等への発信を行うことができません。
第21条15項	削除	ビデオ通話サービスは、契約者とスマホアプリ利用者での緊急連絡や緊急通報機能は提供いたしません。また、接続を常時保証するものではありません。通話

		ができない事象が発生した場合、それによって生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。
第 21 条 16 項	削除	ビデオ通話サービスは、ひかりTV対応映像受信機において一部のサービスやアプリケーションを実行している環境下において、通話の着信及び発信を制限する場合があります。通話ができない事象が発生した場合、それによって生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。